

議第 102 号 呉市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

1 提案の趣旨

個人番号カードの有効期限は、在留期間の定めのある外国人住民を除く 18 歳以上の場合、個人番号カード作成の日の翌日から 10 回目の誕生日までとなっていますが、個人番号カードの IC チップに格納された電子証明書は、個人番号カード作成の日の翌日から 5 回目の誕生日に有効期限が到来するため、更新する必要があります。個人番号カードの普及に伴い、この更新が必要となる件数が令和 7 年度頃から大幅に増加することが見込まれています。

この手続を可能とする窓口を、利用者が見込める市内 2 か所の郵便局に開設することで、呉市役所市民窓口課や市民センターの混雑緩和と手続の機会拡充により、市民の利便性の向上を図ることができます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 3 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、この事務を取り扱う郵便局を指定しようとするものです。

2 指定する郵便局に取り扱わせる特定の事務の内容等

指定する郵便局	<ul style="list-style-type: none">・ 呉郵便局・ 呉広本町郵便局
取り扱わせる特定の事務	<ul style="list-style-type: none">・ 電子証明書の発行の申請及び本人確認書類の受付並びに個人番号カードの引渡し・ 電子証明書の更新の申請及び本人確認書類の受付並びに個人番号カードの引渡し
取扱期間	令和 7 年 4 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、当該期間の満了日の 3 か月前までに、呉市又は日本郵便株式会社から何ら意思表示がないときは、1 年ごとにこれを更新する。
取扱いに係る経費	呉市の負担とする。 ※総務省のマイナンバーカード交付事務費補助金（10 / 10）の対象となるため、実質的に呉市の負担はなし。